第五十一号

令和元年

日

日

木

中村

甲斐市

標柱番号

郡

市

町村

大

字

字

地

番

壊危険区域 急傾斜地崩

まれた区域

柱を順次結んだ線及び標柱番号十一号と一号の標柱を結んだ線に囲次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十一号までの標

十一月二十

曜

○建築基準法に基づく道路位置指定…………………………………………………三七 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請………………………………………………………………三七

十九八七六五四三

同同同同同同同同同

同同同同同同同同同

同同同同同同同同同

Ŧi. 五.

一九三番

五

一四八番一

二四五番

五二五二番1 五二五五番 Ŧī.

九

一番

同同

五 五

Ŧī.

九一番 九二番二 九二番三 ○公衆浴場入浴料金統制額の指定の一部改正……………………………………………三七

目

次

示

示

告

○落札者の決定について

(四件)

------三七四

山梨県告示第百三十三号

部を次のように改正し、令和元年十二月一日から適用する。 公衆浴場入浴料金統制額の指定(昭和五十一年山梨県告示第七百四十一号の二) 0)

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

本則の表中「四百円」を 「四百三十円」 一に改める。

山梨県告示第百三十四号

条第一項の規定により、 覧に供する。 は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三 次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面 (峡北支所を除く。)に備え置いて縦

令和元年十一月二十一日

Щ

梨 県 公

報

第五十一号

令和元年十一月二十一日

[梨県知 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第百三十五号

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 (峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県中北建設事務所

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

指定の年月日 令和元年十一月十四 日

指定道路の位置 韮崎市富士見三丁目二千四百六十五番十一及び二千四百六十六番

六・〇〇メートル

四十五・六五メートル

告

公

几

指定道路の延長 指定道路の幅員

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

民情報センターに備え置いて縦覧に供する。 とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、 山梨県県 次の

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 申請のあった年月日 令和元年十月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人日中協力促進会
- 2 代表者の氏名 青木集
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町大石二千八百十三番地六
- 4 与することを目的とする。 解を深め、環境保全・平和友好・経済などの分野における日中協力関係の促進に寄 シンポジウム、交流会、普及啓発事業を行なうことにより、日本と中国との相互理 定款に記載された目的 この法人は、日中両国の市民を対象として、セミナー、
- 三 縦覧期間 令和元年十一月十五日から同年十二月十五日まで

山梨県告示第百二十六号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第百二十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定によ 次のとおり豚コレラの予防注射を実施する。

令和元年十一月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

防のため	的変施の目
域県内全	る 実 返 域
で飼育している区域をている豚及びいのしし実施区域内で飼育し	の種類及び範囲実施の対象となる家畜
令和二年三月	実施の期日
射を下又は筋肉内注	注射の方法

換地処分の実施

十二日実施した。 県営畑地帯総合整備事業(日下部地区日下部一―三工区)の換地処分を令和元年十一月 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一般競争入札について

れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に ものである。 関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
- H形鋼十メートル 百四十本、鋼矢板十メートル 二百九十枚、鋼矢板六メート
- 百五十枚及び鋼矢板二メートル 九百五十枚
- 3 調達をする物品等の仕様等
 入札説明書で定める内容等であること。 納入期限 令和二年三月三十一日

2

- 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課 納入場所 知事が指定する場所
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

加資格のない者とみなす。 名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号)
- 新いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないいこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない

 (1) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- 号に該当する者を除く。)
 てその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっぽ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)
- パ者四 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- 営んでいない者 営んでいない者 関係者を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を
- を除く。)でないこと。
 ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者でいる者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の中立てをし民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく更生手続開始の申立て又は2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- ることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。 3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ
- できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供
- 又は「工事用資材」に係る登録を受けている者であること。 5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「機械・鋼材」

一般競争入札の参加資格の審査

- の休日」という。)を除く。) 県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県1.申請の時期.この公告の日の翌日から令和元年十一月二十九日(金)まで(山梨
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 提出すること。
 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により

(電話○五五―二三三―一三九五)郵便番号四○○―八五○一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課郵便番号四○○―八五○一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1

- おいて一般の縦覧に供する。までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所にまでの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所に契約条項を示す場所等。この公告の日の翌日から令和元年十一月二十八日(木)
- 2 入札説明書の交付方法
- 場所において直接交付する。除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる()この公告の日の翌日から令和元年十一月二十八日(木)までの日(県の休日を
- 後五時までに六8

 三に掲げる問合せ先に電話連絡すること。。

 「以外の方法による交付を希望する場合は、令和元年十一月二十六日(火)午
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和二年一月十日(金)午後一時三十分
- □ 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- 二 この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと 三 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- いとき。 四 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 田 一から四までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 6 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の
- 一 言語 日本語

六 その他

1

- 二 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納

Ш

梨

Щ

めなければならない。ただし、 規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免

3 除する。 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免 契約保証金 契約を締結しようとする者は、 入札説明書で定める契約保証金を納

- 4 契約締結日 入札の日から七日以内
- 5 違約金の有無 有
- 6 最低制限価格の有無 無
- 7 前払金の有無 無
- 8 その他

わないものとする。 った場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくな

- 詳細は、入札説明書による。
- 問合せ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)

Summary

*

- (140 sets), steel sheet-pile 10 meters (290 sets), steel sheet-pile 6 meters (150 sets), steel sheet-pile 2 meters (950 sets) Nature and quantity of the products to be procured: H-section steel 10 meters
- Date and time for tender: 1:30 PM January 10, 2020
- TEL 055-223-1395 Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi

落札者の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され 適用を受ける調達契約に係るものである。 た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

落札に係る物品等

 $(\underline{})$ $(\underline{})$ 名称 五軸制御立型マシニングセンタ

契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県出納局管理課

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番 号

三 落札者を決定した日 令和元年十月二日

落札者

名称 甲信商事株式会社甲府支店

住所 山梨県中央市山之神流通団地三丁目四番 二号

落札金額 四千五百七十六万円

<u>Ŧ</u>i.

地方自治法施行令 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

落札者の決定について

よる公告を行った日

令和元年八月二十二日

シュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され 適用を受ける調達契約に係るものである。 た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

落札に係る物品等

- 名称 普通旋盤
- 数量 三式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- 名称 山梨県出納局管理課
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

落札者を決定した日 令和元年十月一日

四 落札者

名称 清水工機株式会社

住所 山梨県南アルプス市上今諏訪七百五十番地

Ħ. 落札金額 二千八百三十六万八千円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和元年八月二十二日

落札者の決定について

適用を受ける調達契約に係るものである。 シュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

令和元年十一月二十一日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

落札に係る物品等 名称 立フライス盤

数量 三式

一 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県出納局管理課

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和元年十月二日

落札者

名称 清水工機株式会社

山梨県南アルプス市上今諏訪七百五十番地

落札金額 四千九百三万八千円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

よる公告を行った日 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に 令和元年八月二十二日

落札者の決定について

適用を受ける調達契約に係るものである。 シュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

令和元年十一月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

落札に係る物品等

名称 炭酸ガスレーザー加工機

数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

名称

Ш

梨

県 公

報

第五十一号

令和元年十一月二十一日

山梨県出納局管理課

落札者を決定した日 令和元年十月一日 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番

落札者

名称 清水工機株式会社

住所 山梨県南アルプス市上今諏訪七百五十番地

<u>Ŧ</u>. 落札金額 三千九十三万二千円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七六 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和元年八月二十二日

発行者	山梨
山梨県	県公報
	第五十一号
丸の内一丁	
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和元年十一月二十一日
	二十一日
印刷所株	
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
番	
	三七六